

令和5年度 第1回木更津市下水道事業審議会 会議録

日 時	令和5年8月4日（金）午後1時30分から2時20分まで		
場 所	木更津下水処理場1階会議室		
出席者	（1）下水道事業審議会委員		
	市議会議員	座親 政彦、神蔵 五月、吾津 松太郎	
	学識経験者	池田 庸、武田 有、江野澤 均 高橋 めぐみ	
	受益者代表	室前 高雄、齋藤 隆彦、高木 厚行 高村 加奈子、齋藤 勇、安田 武夫 安部 敏男、石野 恵美、伊田 薫 天海 孝、鳥海 重次、鈴木 眞 大村 富良、江田 達宏	
	市 職 員	石井 宏典	
			以上 22名
	（2）事務局		
	市 長	渡辺 芳邦	
	都市整備部長	吉田 究	
	都市整備部次長	兵藤 雅宏	
	下水道推進室長	平本 俊明	
	下水道推進室室次長兼経営係長	森川 博之	
	下水道推進室業務係長	桐谷 裕美子	
	下水道推進室施設係長	星野 裕司	
	下水道推進室建設係長	安田 研一	
	下水道推進室経営係事務員	山口 翼	
			以上 9名
	（3）傍聴人 0名		
欠席者	（1）下水道事業審議会委員		
	学識経験者	河原林 和	
			以上 1名

議題及び公開又は非公開の別（公開）

- （1）会長及び副会長の選任について
- （2）下水道事業の概要について
- （3）その他

(1) 開 会

(司会：経営係山口事務員) 本日は、公私ともにお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回木更津市下水道事業審議会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます、山口です。よろしくお願いいたします。

(2) 委嘱状交付

(司会) 本市では、令和3年度から、中長期的な経営の基本計画である、下水道事業経営戦略を策定し、持続可能な下水道事業の運営を図っているところです。この度、当戦略に基づきまして、公共下水道事業の円滑な推進を図るため、市長の附属機関である木更津市下水道事業審議会を開催し、事業計画及び受益者負担について、審議することといたしました。

このため、新たに委員の就任をお願いすることとなりますことから、会議に先立ちまして、委嘱状の交付を行わせていただきます。委嘱状の交付にあたりましては、お名前をご紹介させていただきまして、市長が皆様の前へ回りますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

なお、本日委員をお願いいたしました、学識経験者の河原林委員におかれましては、お仕事の都合でどうしても調整がつかず、出席できない旨の連絡がありましたので、後日事務局において、委嘱状の交付を行うということで、ご報告申し上げます。

また、委員の定数につきまして、25名以内のうち2名を一般公募で募りましたが、応募者がありませんでしたので、欠員で進めさせていただくことといたしましたので、ご了承をお願いいたします。

それではまず、市議会議員の方からご紹介させていただきます。

(渡辺市長から各委員へ委嘱状の交付)

※ 介添 兵藤都市整備部次長

(3) 市長あいさつ

(司会) 続きまして、市長からご挨拶申し上げます。

(渡辺市長) 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、令和5年度第1回目となります、木更津下水道事業審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から皆様には、各事業に対して大変なご理解、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

公共下水道についての審議会ということでございますが、公共下水道につま

しては、生活環境の改善、また、公共用水域の水質保全といった市民生活に密接に関係する都市の重要な施設でございます。

本市の公共下水道につきましては、昭和45年からスタートして現在2,506ヘクタールの事業認可を取得し、順次整備区域の拡大に努めているところでございますが、整備の指標となる普及率につきましては、残念ながら県平均の76.1%を約20%下回る56.09%という状況でございますので、今後真舟地区の下水道事業区域の編入も含めて、積極的に整備を推進して参りたいと考えているところでございます。

また、木更津市第三次基本計画において、脱炭素、持続的な環境保全、そして資源循環の観点から、下水処理汚泥の有効活用を進めることにしておりまして、現在、堆肥化事業の導入を検討しているところでございます。

これは市民の皆さんや農家の皆様などに、下水汚泥から作った堆肥を利用いただき、その肥料で育った農作物がご家庭で食された後、人体からの不要物として下水道に流され、再度堆肥になるという資源循環の仕組みでございまして、オーガニックなまちづくりの推進、ひいてはSDGsの推進に寄与していくものでございます。

委員の皆様におかれましては、このような形で進めております下水道事業の現況等を十分ご理解をいただき、そして計画的な整備の推進に向けて、慎重かつ闊達なご意見、ご審議を賜りますようお願いをさせていただきながら、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 市長退席

(司会) 委員の皆様には、誠に申し訳ございませんが、市長はこの後続いて他の公務がありますので、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

(5) 都市整備部長あいさつ

(司会) それでは、委嘱状交付も終了いたしましたので、これより審議会議事を進めさせていただきますが、会議に先立ちまして、担当部長の吉田都市整備部長より挨拶申し上げます。

(吉田都市整備部長) 皆さんこんにちは。ただいまご紹介に預かりました、都市整備部長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。本日はお暑期中、また大変お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今年第1回目の審議会となります。下水道事業につきましては、先ほど市長からもお話がありましたように、皆様には大変ご協力いただきましてありがとうございます。

また、計画では、先ほどお話がありましたように、新たに下水の堆肥化、そういったことも今検討しながら進めているところです。

また、下水道につきましては、まだまだ整備が進んでいないということもございますので、今年度の審議会では、真舟地区の拡大をするなど、そういったことについても、今回のご審議事項というふうに考えております。

また、下水道につきましては、下水道の事業戦略を立てて、10年間の計画を立てながら、計画的に進めているところでございます。

また、先ほど市長からお話がありましたように、市の第三次基本計画でも位置付けながら、整備を進めているところでございます。

本年度、一番重要となってくるのは、整備によって新たに入ってくる真舟地区の受益者負担金ということになります。こちらにつきましては、下水道が整備された場合において、その土地の利用価値が増進することから、その土地の所有者の方に負担金をいただくというものになります。こういった額について、ご審議いただくこととなるかと思えます。本日は第1回目ということとなりますので、まずは下水道について、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、皆様にご説明させていただきます。そのあとに、ご意見やご質問を承り、議論を深めた中で進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(6) 市職員紹介

(司会) ここで、委員の皆様にも市職員の紹介をさせていただきます。

(順次、職員紹介)

(7) 会議開会

(司会) それではこれより、令和5年度第1回木更津市下水道事業審議会の議事の方へ入らせていただきます。審議会の議事の前に、本日の資料確認をさせていただきます。まず、本日の座席表、審議会次第がそれぞれ1枚ずつございますでしょうか。本日の審議会資料19ページ綴りとなっております。委員名簿、本審議会の根拠となっている市附属機関設置条例及び規則の写し、別冊で水色の「よみがえる水」とオレンジ色の「下水道事業受益者負担金 下水道使用料の手引き」を用意してございますが、おそろいでしょうか。

それでは、議事の方へ入らせていただきます。はじめに、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例にのっとり、公開となっており、議事録作成のため、音声を録音いたしますので、ご承知おきをお願いいたします。また、発言の際は、お手元のマイクボタンをオンにして発言をし、発言後はボタンをオフに

していただきますようお願いいたします。次に、本会議の議事進行は、附属機関設置条例第6条の規定により、会長に議長を務めていただくところでございますが、会長が決まっておりませんので、会長及び副会長が決まるまでの間、吉田都市整備部長が仮議長を務めますので、ご了承ください。それでは、吉田部長お願いいたします。

（仮議長：吉田都市整備部長） それでは僭越ではございますが、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は22名でございます。附属機関設置条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上でございますので、会議は成立しております。

それでは本日の議題の（1）、会長及び副会長の選出につきまして皆様にお諮りしたいと思います。附属機関設置条例によりますと、その第4条で、会長及び副会長は委員の互選によって決めることになっておりますが、いかがでしょうか。

（委員より） 一事務局一任の声あり—

（仮議長） ありがとうございます。ただいま、事務局一任の声をいただきましたが、それでよろしいでしょうか。

（委員より） 一異議なしの声多数—

（仮議長） ありがとうございます。それでは、事務局より選任をお願いいたします。

（平本下水道推進室長） それでは事務局より、委員長副委員長のご提案をさせていただきます。まず会長は、木更津商工会議所会頭、池田委員。副会長は、太田地区の安田委員並びに清見台地区の江田委員のお2人をお願いしたいと思います。以上でございます。

（仮議長） ただいま事務局から提案がありましたことにつきまして、いかがでしょうか。

（委員より） 一異議なしの声多数—

（仮議長） ありがとうございます。ただいま、委員のご承諾をいただきましたので、会長は池田委員、副会長は安田委員、江田委員に決定いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、今後の審議会運営につきましては、附属機関設置条例第7条に基づきまして、池田会長をお願いいたします。以上で私の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（8）会長あいさつ

（司会） それでは、池田会長よりご挨拶いただきたいと思います。

（議長） ただいま、皆様からご推挙いただきまして、当審議会の会長を仰せつかりました、木更津商工会議所会頭の池田でございます。会長という大役を仰せ

つかりまして、責任の重さを今痛感しておるところでございます。今後は、皆様のご協力をいただきながら、下水道事業の健全な運営を図るために、慎重に審議を重ね、職務を遂行いたしたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会） ありがとうございます。それでは池田会長には、条例第6条によりまして、これから議長を務めていただくこととなりますが、議事の進行について、池田会長は議長席へのご移動をお願いいたします。

（池田会長が議長席へ移動）

改めて審議会を再開いたします。池田会長、よろしくお願いいたします。

（議長） それでは、不慣れでございますけれども、至らない部分も多々あるかと思いますが、議長を務めさせていただきます。まず、議題に入る前に、会議録署名人の指名をさせていただきます。会議録署名人は、受益者代表でありまして、名簿上の一番初めに記載してあります、木更津地区の室前委員をお願いいたします。会議録は、事務局で作成いたしますので、後日、確認とご署名をお願いいたします。

それでは、議題に入ることといたしますが、議題の（１）は、会長副会長の選任ということで済んでおりますので、議題の（２）下水道事業の概要について、下水道事業の一般的な概要を知っていただき、審議の準備とのことでございます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

（森川下水道推進室室次長兼経営係長） では、事務局の方から下水道事業概要の説明をいたします。下水道推進室経営係の森川と申します。私からは、本市の下水道事業の概要及び計画を中心に説明させていただきます。お手元の資料のうち下水道事業概要、資料２ページをお開きください。はじめに、下水道とは、家庭や事業所から出る下水を排除するために設けられる配水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる下水処理施設、またはこれらの施設を補完するポンプ施設、その他の施設の総称を言います。次に、下水道の沿革に入らせていただきます。公共下水道事業の日本における歴史は古く、明治３３年に土地を清潔に保つということを目的に、下水道法が制定されたものであります。しかしながら、日本において農業国家としての長い歴史があり、特にし尿等については、肥料として有効利用されてきたような経緯があったことから、川や水路が汚れることもなく、その重要性、必要性が論じられることなく、その整備はほとんど進まなかったようであります。これが昭和の時代に入り、大きな転機を迎えたわけでございます。特に、戦後の高度経済成長期の人口増、都市化の波の中で、昭和３３年、それまでの法律の大幅な改正を

実施し、また続く昭和45年には、社会問題とまでなった公害問題にも対処べく、再度、法改正を行ったものでありまして、下水道の目的も、土地を清潔に保つといったことから、都市の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する、並びに公共用水域の保全といった目的に改められたものであります。

また、下水道の整備手法に関しましては、合流式下水道と分流式下水道がございますが、整備の初期におきましては、家庭から排出される汚水と、雨水を同時に取り込む合流式下水道と呼ばれているものが主流でありました。早くから整備を進めていた東京都を含む、いわゆる大都市においては、この方式が採用されていたものであります。しかし、この方式は雨天時において、ある一定量を超えると、希釈された水が未処理のまま水域へ放流されるという方式で、公共用水域の保全といった観点からは、あまり好ましいものではなく、現在その改善に向けた対策が講じられているところであります。本市におきましては、全体計画のうち、駅西側の旧市街地の一部において、合流式を採用しておりますが、その区域の合流改善対策は、すべて対策が講じられており、その他は分流式により、整備を図っております。

続きまして、下水道の種類といたしまして、大きく公共下水道、都市下水路、流域下水道の三種類に区別されております。このうち、公共下水道は、主に市街地における下水を排除し処理するため、地方公共団体が管理する下水道であります。二つ目の都市下水路は、公共下水道の整備に先駆け、主に都市からの雨水のため設けられる下水道を指しております。三つ目の流域下水道は、手賀沼や印旛沼など、水質改善のために、複数の市町村からの下水を一括処理しようとする県が管理する下水道であります。市におきましては、この三種類に大別される下水道のうち、公共下水道事業及び都市下水路事業について実施しております。

次に、3の下水道の法的位置付けについて説明させていただきます。本市の下水道は、都市計画法において、都市計画事業の都市施設としての活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めており、地方自治法により、地方公共団体の固有事務であるとされています。このことから、下水道法または下水道法施行令で定めるほかは、公共下水道の施設、その他の管理に関し、条例で定めることとされています。また、下水道事業の施行により築造される施設につきましては、都市施設整備を図る側面と、先ほども申しました、公共用水域の保全の観点を持っていることから、それぞれの目的に応じた法的な性格を有しております。これらの法的位置付けをもとに、木更津市の計画はどうなっているかということにつきましては、次の4ページをお開きください。本市の公共下水道事業の計画概要につきましては、昭和45年に公共下水道の基本計画を立案し、3年後の昭和38年、木更津駅西側の旧市街地中心部131ヘクタールについて、都市

計画法の事業認可、事業着手したものでございます。供用開始につきましては、事業着手から12年後の昭和60年3月28日となっております。以来、供用開始区域の拡大を目指し、順次整備を行っているところであります。

現在の下水整備面積につきましては、5ページをご覧ください。木更津下水処理場で、汚水を処理する区域の木更津市第1号下水道と、その地形が、お隣の君津市へ向かって勾配がついていることから、この区域から発生する下水について、君津市の下水処理場で処理を行う区域の木更津市第2号下水道として区別して、事業計画を表している内容でございます。

6ページをご覧ください。木更津地区の管渠整備状況につきましては、令和4年度末の数字を掲載させていただきましたが、木更津処理区におきましては、2,031.4ヘクタールについて、管渠整備が完了し、公共下水道使用可能な状況となっております。君津富津処理区につきましては、8ヘクタールのすべてについて、管渠整備は完了している状況でございます。

次に、下水道の普及率でございますが、次のページに記載されておりますグラフが令和3年度末の県内の整備状況の一覧を示したものでございます。

続きまして、下水道事業の財政状況でございます。資料の10ページから15ページに直近の下水道事業会計の収支決算状況の資料を掲載してございます。

決算は、一般企業と同様な複式簿記を採用しておりまして、10ページから13ページには、収益的収入と支出で表している表で、主に下水道使用料等の収入と、処理場及びポンプ場等の下水道施設の電気代や維持管理及び修繕に関わる支出でございます。

14、15ページでは、資本的収入と支出を表している表で、主に財源として起債や国庫補助金等の収入と、下水道管渠整備や施設建設等の建設工事費に関わる支出でございます。会計の現状ですが、令和2年度に地方公営企業法の一部適用を受けましたことにより、特別会計から企業会計に移行いたしました。経営につきましては、的確な現状把握を行った上で、令和12年度まで、中長期的な10年間の木更津市下水道事業経営戦略を策定し、これにより下水道整備を推進しております。また、監査事務局による例月監査や年度末の決算審査を受けるなど、会計の透明性を図り、予算・決算を議会にお諮りし、議決後は市民の皆様へ下水道事業会計を市ホームページにて公表しているところでございます。次に、受益者負担金につきましては、業務係長の桐谷の方から説明させていただきます。

(桐谷業務係長) 業務係の桐谷と申します。私から受益者負担金の概要について、お配りしてございますオレンジ色の冊子で下水道事業負担金の手引きをご覧くださいながら説明させていただきたいと思っております。

受益者負担金は、都市計画事業として施行する公共下水道事業に要する費用の

一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく、木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により、公共下水道の設置される区域の受益者の皆様に、負担金をお支払いいただくものでございます。ここで言う受益者といえますのは、手引きの2ページをご覧くださいますと、受益者の説明が載っているんですけども、土地の所有者または権利者ということになります。

続きまして、手引きの3ページをご覧ください。負担金につきましては、土地の面積に対してかかり、負担金の額は、負担区ごとに決まっております。本市の負担区域につきましては、第1負担区から第5負担区まであります。第1と第2負担区は、1平方メートル当たり500円、第3負担区が同じく600円、第4と第5負担区が同じく700円となっております。1平方メートル当たりの単価の算出式は、そこに記載されている通りでございます。

負担区の区域や区域図について、その次の4ページと5ページに載っておりますので、そちらの方は後ほどご覧いただければと思います。

次に6ページです。負担金の支払い方法でございますが、3年に分割して、1年に4回の納期、5月、9月、11月、3月に分けて納めていただきます。ただし、受益者の方から一括納付の申し出があったときには、全額をお支払いいただくことになりまして、この場合は報奨金がつきますので、少し安くなります。3年分一括支払いの場合は約17%の割引となります。たとえば6ページ下の方に例があるんですが、第4負担区内に100坪の土地をお持ちの場合、負担金は23万1,000円となります。これを一括払いにしますと、報奨金が3万9,160円つきますので、納付額は19万1,840円となります。

なお、受益者負担金条例には負担金の減免や、徴収猶予の規定もございまして、その次8ページ、9ページに記載があります。こちらも後ほどご覧いただければと思います。

最後になりますが、下水道受益者負担金の賦課される時期につきましては、基本的に公共下水道、下水管が設置され、それに接する土地が対象となっていきますので、公共下水道、下水管の設置工事をする時期に、受益者負担金をお支払いいただくような形になってまいります。

以上簡単ではございますが、私の方から、受益者負担金の説明を終わらせていただきたいと思います。

(森川下水道推進室室次長兼経営係長) 最後に、下水道事業計画の変更についてご説明いたします。本市ではこれまで7回の基本計画の見直しと16回の事業計画変更を行いまして、下水道施設の整備を進めているところです。昨年の12月議会の建設経済常任委員会協議会及び議員全員協議会の中で、事業計画の延伸とあわせて、事業内容を変更する説明をいたしました。そのあと、市ホームページ及び下水処理場で変更案の縦覧を行い、意見等はございませんでした。

ので、事業計画の変更を県に申請し、5月に承認をいただいているところでございます。その内容につきましては2点となりまして、資料の18ページ、資料1をご覧ください。事業計画区域の拡大として、赤く示してあります真舟地区、約80ヘクタールでございます。今後、下水道整備をしていくものでございます。青枠が、基本計画区域で、下水道整備予定の全体区域を示しております。その内側の緑色の枠が、事業計画区域で、下水道工事を予定している区域として示しております。黄土色に塗りつぶした箇所が、令和3年度末時点の下水道整備済区域で、下水道が使用できる区域となります。

二つ目は、次のページの資料2をご覧ください。昨年、下水処理で出る汚泥の再資源化方法の検討をした結果、経済性及び環境面に考慮し堆肥化となりましたので、事業計画の内容を焼却から堆肥化に汚泥処理方法を変更するものでございます。

以上となりますが、今回お集まりいただきました審議委員の皆様におかれましては、少々長くなりましたが、ただいまご説明いたしました、下水道事業の概要と計画につきまして、十分にご理解をいただきまして、次回以降には、事業計画区域の拡大に伴い、新しく設定いたします負担区と負担金額について資料を提示させていただく予定でございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より、下水道事業の概要と業務計画につきましての説明がございました。これにつきまして質疑がございましたら、挙手をもってお願いをいたします。いかがでございましょうか。質疑がないようでございますので、それでは、次の議題(3)その他でございますが、事務局から何かございましょうか。

(司会) 私から2点、ご連絡があります。1点目、次回の審議会予定でございますが、10月末頃から11月初旬を予定しております。事務局より、開催通知等ご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

2点目、審議会終了後の施設見学についてでございます。本審議会終了後、次第にはございませんが、木更津下水処理場の施設見学を予定しております。施設見学を希望される方は、会議終了後、この場にて待機してください。施設見学に要する時間は、概ね50分程度でございます。本来、委員全員に見学していただきたいところですが、過日、気温が高いため、希望者とさせていただきました。よろしく願いいたします。

(議長) ありがとうございます。それでは、ほかに委員の皆様方から何かございましたらどうぞ。神蔵委員、どうぞ。

(神蔵委員) 今、次回のスケジュールを教えてくださいましたが、今後の回数ですとか、予定が分かればちょっと教えていただければ。

(議長) 事務局。

(森川下水道推進室室次長兼経営係長) 次回の方で、真舟地区の負担金の、どのくらい工事費がかかっていくらぐらいになるかという事務局の方の提案という形でさせていただきまして、その内容を持ち帰っていただきまして、第3回目で、皆様の方にこの金額がよろしいという答申をいただければというところで、3回を予定しているところでございます。以上です。

(議長) よろしゅうございますか。他にございませんでしょうか。江田委員。

(江田委員) 3回目というのは、だいたいいつ頃になるんでしょうか。

(森川下水道推進室室次長兼経営係長) 10月から11月ぐらいが2回目に負担金の方のご提示をさせていただきまして、その辺を十分熟慮していただきまして、年明けの1月から2月ぐらいを予定しております。

(議長) 他に。よろしゅうございますか。無いようでございますので、以上で本日の議題の審議はすべて終了をいたしました。これをもちまして本日の私の役目も終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会) 以上をもちまして、第1回下水道事業審議会を終了いたします。

(審議会終了後、希望者12名に対し下水処理場の施設見学を実施した。)

以上

議事録署名 室 前 高 雄 印